

特別児童扶養手当制度について

身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

**〇手当をうけることができる方**

・２０歳未満の身体又は精神に中程度以上の障がいのある児童を養育している方（養育者）

・児童扶養手当、障害児福祉手当と併給可能

**〇手当を受けることができない方**

①児童や、父もしくは母、または養育者が日本に住んでいないとき。

②児童が、障がいを事由とする公的年金を受けることができるとき。（全額支給停止の場合を除く）

③児童が、障害児入所施設、障害者支援施設等（通園・通所施設を除く）に入所しているとき。

**〇特別児童扶養手当の額**

令和７年４月～

１級（重度）　月額５６，８００円

２級（中程度）月額３７，８３０円

※手当の月額は、物価変動等の要因により改定される場合があります。

**〇所得による支給制限**

受給者や配偶者及び生計を同じくする扶養義務者（同居する家族）の前年の所得が一定以上であるときは、その年の８月分から翌年の７月分までの手当の支給が停止されます。

※養義務者の範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 扶養親族等の数（人） | 所得制限限度額（円） | |
| 請求者 | 配偶者・扶養義務者 |
| 0 | 4,596,000 | 6,287,000 |
| 1 | 4,976,000 | 6,536,000 |
| 2 | 5,356,000 | 6,749,000 |
| 3 | 5,736,000 | 6,962,000 |
| 4 | 6,116,000 | 7,175,000 |
| 5 | 6,496,000 | 7,388,000 |
| 備考 | 以下１人増すごとに380,000円加算 | 以下１人増すごとに213,000円加算 |



**〇手当の支払日**

　手当は認定請求した日の属する月（受付月）の翌月分から受給資格がなくなった日の属する月分

　までを、下記の支払い日に支給します。（11日が土、日、祝日にあたる場合はその前日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支払日 | 4月11日 | 8月11日 | 11月11日 |
| 対象月 | 12月～3月分 | 4月～7月分 | 8月～11月分 |

# **〇手当を受ける手続き**

請求手続き後、県知事の認定を受けることにより支給されます。

※次の書類のほかにも書類を提出していただく場合があります。

# 必要書類

## ①マイナンバーがわかるもの（請求者と対象児童のもの）

## ②戸籍謄本（抄本）（請求者と対象児童のもの）

## ③特別児童扶養手当認定診断書

## ④特別児童扶養手当振込先口座申出書（請求者名義の口座）

## ⑤通帳かキャッシュカードの写し（④に記載の金融機関名・支店名・口座番号・名義人の部分）

## ⑥身体障害者手帳や療育手帳（お持ちの方のみ）

**〇受給資格がなくなる・減額となる場合**

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなる又は減額となります。証書をご持参のうえ届け出をしてください。 届出をせずに手当を受けていた場合は、手当を返還していただきます。

①受給者が児童を監護しなくなった

②受給者または児童が日本国内に住所を有しなくなった

③受給者または児童が死亡した　※１

④児童の障がいが軽減し、政令に定める程度の障がいに該当しなくなった

⑤児童が障害児施設などの入所施設に入所した

⑥障害基礎年金など障がいを支給理由とする年金を受けることができるようになった

⑦児童が２０歳に到達した。（この場合は届出をする必要はありません。）

⑧支給対象児童が複数おり、上記の事由により対象児童数が変動した　※２

※１　受給者が死亡したときは、「受給者死亡届」を提出してください。また、受給すべき手当が残っているときは、「未支払手当請求書」も提出してください。

　※２　手当が減額されますので、「額改定届」を提出してください。

**〇所得状況届**

受給者は毎年１回、必要な書類を添付して「所得状況届」を提出してください。

　時期が近づきましたら、日吉津村から提出依頼の通知を送付いたします。

提出期間　８月１２日～９月１１日

この届を出さないと、その年の８月以降の手当を受けとることができません。

また、２年間、届を提出しないままでいると、その年の手当を受ける権利がなくなります。

**〇障がい状態再審査（診断）請求書**

対象児童の障害程度について、定められた期限までに「障害状態再審査（診断）請求書」に診断書（指定様式）などを添えて提出し、引き続き手当が受けられるかどうか、再審査を受けける必要があります。

この再審査は、手当が支給停止中の方も対象です。 正当な理由がなく提出が遅れると、提出するまでの間、手当が受けられません。

【問い合わせ先】

◆日吉津村役場　福祉保健課

　☎（0859）27-5952

または

◆鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

　　☎（0857）26-7152

